

石田造船株式会社行動計画（第8回）

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月 3日～令和6年10月 2日

2. 内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を応援するための雇用環境の整備

目標1 小学校卒業前の子供を養育する従業員に対して、終業時刻を過ぎて勤務させない制度を導入する。

<対策> 令和4年11月～ 対象従業員の現状を把握、制度内容を検討
令和5年 4月～ 制度を導入し、掲示等で従業員に周知する

目標2 現行の子の看護休暇制度（育児・介護休業法第16条の2、16条の3）に加え、小学校卒業までの子供を養育する従業員及び親の介護が必要な従業員が、1年間に5日を限度とし、子供または親のために休暇を取得できる制度を導入する。

<対策> 令和4年11月～ 対象従業員の現状を把握、制度内容を検討
令和5年 4月～ 制度を導入し、掲示等で従業員に周知する

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 ノー残業デーを仕事の状況に応じて、毎週2回以上に設定し、実施する。

<対策> 令和4年11月～ 残業時間の現状を把握し、業務の効率化を検討する。
令和5年 4月～ ノー残業デーを導入し、掲示等で従業員に周知する。